

令和7年度関西広域連合スポーツ指導者講習会 運営業務委託仕様書

- 1 委託業務名 令和7年度関西広域連合スポーツ指導者講習会 運営業務委託
- 2 履行場所 和歌山県民文化会館
(〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1)
- 3 委託期間 契約締結日から令和8年2月12日(木)まで
- 4 業務概要 あらゆる競技の指導に応用できる普遍的なコーチング技術について、国際競技大会等で実績のある著名な指導者を招聘し、関西圏域内のスポーツ指導者に向けた講習会を開催する。

【対 象】 関西圏域内のスポーツ指導者、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等
300名程度

【参加費】 無料

【日 時】 令和8年1月11日(日曜日)
13時30分～17時00分(受付12時30分～)

【内 容】 13時30分～13時35分 開会行事
13時35分～14時35分 講演会①
14時45分～15時45分 講演会②
15時55分～16時55分 パネルディスカッション
16時55分～17時00分 閉会行事

【会 場】 和歌山県民文化会館 小ホール(328席)
(〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1)

【委託内容】(1) スポーツ指導者講習会の企画運営
(2) 講習会の広報の企画及び実施
(3) 会場との調整及び使用料の支払

5 委託業務の内容

(1) スポーツ指導者講習会の企画運営

①講習会内容の企画

講習会のテーマには「プレーヤーズセンタードなコーチング」「アスリート育成の道筋」を組み入れるものとし、スポーツ指導者にとって、あらゆる競技の指導に応用できる普遍的なコーチング技術を習得できる内容とすること。

講演会①、講演会②、パネルディスカッションの合計時間が3時間以上となるようにすること。その際、それぞれの時間配分を変更してもよい。

②出演者の手配

出演者として、講演者（パネリスト）を2名、コーディネーター及び司会者を各1名手配すること。なお、コーディネーターと司会者は1名で兼務しても差し支えない。

出演者の旅費、謝金及びその他打ち合わせ・出演にかかる経費を負担すること。

【講演者（パネリスト）】

- ・講演者のうち1名は選手又は指導者として活躍した実績があり、かつ、講演経験のある者を選定すること。
- ・もう1名は、テーマに沿ったその分野のスペシャリストであり、かつ、講演経験のある者を選定すること。なお、スポーツ実績については必ずしも問わない。
- ・講演者はパネルディスカッションのパネリストも兼ねること。

【コーディネーター】

- ・パネリストのディスカッションが円滑に進行できるよう、パネルディスカッションのコーディネーターとしての経験が豊富な者を選定すること。

【司会者】

- ・講演会やトークショーでの経験が豊富な者を選定すること。

③進行台本の作成

講習会の進行台本を作成すること。なお、進行台本の作成にあたっては、和歌山県スポーツ課及び出演者と十分な調整を行うこと。

④配付資料及び当日投影資料等の作成

参加者への配布資料を作成及び印刷（参加人数分）すること。また、投影資料を作成すること。なお、資料の作成にあたっては、和歌山県スポーツ課と十分な調整を行うこと。

⑤講習会当日の運営

運営に必要な運営管理スタッフを最低3名以上確保し、出演者又は会場との調整及び円滑な講習会の進行を行うこと。また、講習会に必要物品の手配、設営及び撤去、ゴミの処理を行うこと。

※委託に係る一切の経費は委託料に含まれるものとする。

（2）講習会の広報の企画及び実施

各種メディア媒体を活用し、講習会の実施が広く指導者層に伝わるような広報を企画し、実施すること。チラシは必ず作成すること。なお、企画内容は和歌山県スポーツ課と調整のうえ実施すること。

(3) 会場との調整及び使用料の支払

円滑に講習会を実施できるよう会場との調整を行い、必要に応じて会場と打ち合わせを実施し、会場の指示に従い支払いを行うこと。なお、会場との調整は、和歌山県スポーツ課と調整のうえ実施すること。

(4) アンケート結果の集計

当日回収された参加者アンケートについて、データの集計を行うこと。

6 成果品の提出

受託者は講習会の様子を撮影した写真を含む実績が記録された実施結果報告書をデータにて下記(2)の納付先まで提出すること。

(1) 納期限：令和8年2月12日(木)

(2) 納付先：関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局スポーツ部広域スポーツ振興課
(兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課内)
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 県庁2号館11階

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、事前に書面にて届け出て、関西広域連合の承諾を得たときはこの限りでない。

(2) 成果物および構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

受託者は、本仕様書による成果物および構成素材が、関西広域連合以外の者が有する著作権、特許権、肖像権等の権利を害しないよう留意すること。

8 その他留意事項

- (1) 関西広域連合は、受託者が業務の実施にあたり上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させる権利を有することとする。
- (2) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。ただし、関西広域連合の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、関西広域連合より業務途中の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。
- (5) 本業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、その都度、関西広域連合と協議して決定するものとする。